安全管理規程

(海上運送法)

2023 (令和 5) 年 1月 1日 改定

日東タグ株式会社

目 次

第1章	総則
第2章	経営トップの責務
第3章	安全管理の組織
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第7章	安全管理規程の変更
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第9章	運航の可否判断
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	輸送に伴う作業の安全の確保
第 12 章	輸送施設の点検整備
第 13 章	海難その他の事故の処理
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 15 章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する曳船及び旅客船(以下「船舶」という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って
		確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を
		確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理
		する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者(営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一
(8)	運航管理者代行	部を分掌する) 運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、発着時刻等に関する計画
. ,		
(10)	配船計画 	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入 等に関する計画
(11)	配乗計画	乗組員の編成及び配員に関する計画
(12)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること
(13)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(14)	港内	港則法に定める港の区域内(港則法に定めのない港については港湾法に定める港
		湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認め
		られる区域内)ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれの
(15)	7 14	ない港域を除く
(15)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部 へ進航すること
(16)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行
		うこと
(17)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点に引返すこと
(18)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視
		程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる)及び波高(隣り合った
		波の峰と谷との鉛直距離)
(19)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、航海速力、船長が甲板上の指揮
		をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面

(20)	船舶上	船舶の舷側より内側
		ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端まで
		を含む
(21)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る
(22)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(23)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、旅客待合室、船舶の係留、旅客の乗降等の用に供す る施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

- 第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。
- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この 規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災 対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

- 第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
 - (2) 安全方針の設定
 - (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
 - (4) 重大な事故等に対する確実な対応
 - (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、 情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
 - (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

- 第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下 に掲げる内容について、確実に実施する。
- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

- 第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。
- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

- 第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。
 - (1) 本 社 安全統括管理者 1 人

運航管理者 1 人

運航管理補助者 若干人

(2) 阪 神 本 部 運航管理者 1 人

運航管理補助者 若干人

- 2 本社及び阪神本部の担当する区域は、次のとおりとする。
- (1) 本 社 水島港内、水島港内通船桟橋、在港停泊船舶間、瀬戸内海一円及び沿海区域
- (2) 阪 神 本 部 阪神港内、在港停泊船舶間、大阪湾、瀬戸内海一円及び沿海区域

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者 を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

- 第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該 安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
 - (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を 及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

- 第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。
- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

- 第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。
- 2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

- 第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。
- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

- 第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社及び阪神本部に勤務するものとし、船舶の就航中 に職場を離れるときは本社及び阪神本部の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。
- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらか じめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連 絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務地の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として勤務地に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

- 第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。
 - (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
 - (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
 - (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

- 第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。
 - (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び乗組員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

- 第19条 本社及び阪神本部に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。
- 2 本社及び阪神本部に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務地の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。
 - (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱に関する作業の実施
 - (2) 陸上における旅客の乗下船、及び、船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
 - (3) 陸上施設の点検及び整備
 - (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、 航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴 取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。
- 2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。
- 2 船舶、又は、陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理 者は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うととも に、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者 へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

- 第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する 指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を 記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

- 第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ 船長に連絡するものとする。
 - (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 港内事情、航路の自然的性質
 - (3) 陸上施設の状況
 - (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
 - (5) 乗船した旅客数
 - (6) 乗船待ちの旅客数
 - (7) 船舶の動静
 - (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

- 第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。但し、船舶自動識別装置を搭載す る船舶は(1)~(3)の項目を省略できるものとする。
 - (1) 発航前検査を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (2) 航行中の水路の状況

(1) 気象・海象に関する情報

(運航基準図)

- 第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成し、各船舶及び本社、阪神本部に備え付けなければならな
- 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物等の取扱い)

第32条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによ る。

(旅客の乗下船等)

第33条 旅客の乗船及び下船、船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第34条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検 しなければならない。

(船内点検)

第35条 船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見らえない場所、その他必要と認める場所については乗 組員に点検させるものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第36条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

- 第37条 安全統括管理者等はアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直をさせてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第38条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

- 第39条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。
- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第40条 運航管理者は、毎日1回以上、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その 修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

- 第41条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。
 - (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
 - (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
 - (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
 - (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
 - (5) 陸上従業員は、陸上で取り得るあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

- 第42条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。
- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又 は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第43条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

- 第44条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。
- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第45条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第46条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第47条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

- 第48条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。
- 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

- 第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。)、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。
- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第 50 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

- 第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。
- 2 訓練前後には打合わせを行い、特記事項があれば経営トップに意見具申する。

(記録)

第 52 条 運航管理者は、前 3 条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及

び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

- 第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理 基準及び地震防災対策基準を含む。)及び運航基準図を船舶、本社及び阪神本部その他必要と認められる場所に、 容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。
- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

- 第55条 安全統括管理者は、社内ネットワーク等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。
- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、 経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。 また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則

この規程は、2023 (令和5) 年 1月 1日 より実施する。

運 航 基 準

2023 (令和 5) 年 1月 1日 改定

日東タグ株式会社

目 次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、水島港、阪神港、大阪湾、瀬戸内海一円及び不定期航路の船舶の運航 に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

但し、曳船作業の関係上やむを得ず以下の条件を超えて発航が必要な場合、船長と運航管理者で協議の上、発航 可能と判断した場合については、この限りではない。

気象・海象 港 名	船種	風速	波高	視程
水島港、阪神港、大阪湾、 瀬戸内海一円及び沿海区域	高速船及び兼旅客船	1 0 m/s以上	1.0 m以上	1,000m以下
水島港、阪神港、大阪湾、 瀬戸内海一円及び沿海区域	曳船	1 5 m/s以上	2.0 m以上	1,000m以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、前項に掲げる条件のいずれかに達するするおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。
- 3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(航行の可否判断)

第3条 船長は、周囲の気象・海象(視程を含む)に関する情報を確認し、航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は、周囲の視程が500m以下となったときは、航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に掲げる条件のいずれかに達していると 認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。 但し、曳船作業の関係上やむを得ず以下の条件を超えて入港が必要な場合、船長と運航管理者で協議の上、入港 可能と判断した場合については、この限りではない。

(運航の可否判断等の記録)

第5条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。 運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。
 - (1) 出入港配置
 - (2) 通常航海当直配置
 - (3) 狭視界航海当直配置

- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考 に資するものとする。

- (1) 標準航行経路 (発着場と泊地間の標準経路)
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき個所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(凍力基準等)

- 第9条 速力基準は、別表「速力基準表」のとおりとする。
- 2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

(特定航法)

- 第 10 条 船長は港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等法規に規程される航法及び官庁の指示に従う他特に下記 に留意すること。
 - (1) 外部の状況に応じ、舵にのみ捉われず適宜減速すること。
 - (2) 状況判断が困難な場合には、他船の航路を外し停船すること。
 - (3) 見通しの悪い場所では、減速する他、左舷相対に航過する舷側に立ち障害物等からの距離を充分とること
 - ①航路の航行中は、左舷相対の原則に沿って航行するものとする
 - ②航路の横切りの場合は、出来る限り航路を直角に横切ることとし、航路筋航行中の船舶の航行に支障を生じせしめないものとする。

(通常連絡等)

- 第11条 船長は、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。
 - (1) 目的地を発航して帰航するとき
 - (2) 航行上参考となる気象・海象の状態その他
- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

- 第12条 船長は、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。
 - (1) 入港予定時刻
 - (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。
 - (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
 - (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第13条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、船舶備え付けの無線、又は船舶電話(携帯電話)により 連絡する。

(機器点検)

第 14 条 船長は入港着岸前、桟橋、または、岸壁手前 100m 等入港地の状況に応じ安全な海域において、 機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様であるが、前回の離接岸から 1 時間を経過していない場合はその限りではない。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。

作 業 基 準

2023 (令和 5) 年 1月 1日 改定

日東タグ株式会社

目 次

第1章目 的第2章作業体制

第3章 危険物等の取扱い

第4章 乗下船作業

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、水島港、阪神港、大阪湾、瀬戸内海一円及び沿海区域及び不定期航路 の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、乗組員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

- 第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところによ り行うものとする。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、 運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むこと は拒絶しなければならない。
- 3 乗組員は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、 運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び運航管理補助者は前3項の措置を講じたときは、直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 乗組員は乗船旅客数を把握し、旅客定員を超えていないことを確認してそれぞれ運航管理補助者及び船長 に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨船長に報告し船長の指示により迅速に離岸作業を行う

(係留中の保安)

第6条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客又は歩板の保安に十分留意する。

(下船作業)

- 第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨乗組員に合図する。
- 2、乗組員はタラップ又は歩み板を架設し、業務完了を確認した後、旅客を誘導して下船完了後、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第8条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示板により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。
 - (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の誘導に従うこと。
 - (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと
 - (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。
 - (1) 旅客の禁止事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領 (非常信号、避難経路等)
 - (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第10条 気象・海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

(乗組員の救命胴衣の着用)

第11条 運航管理者は、船長その他の乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。

事 故 処 理 基 準

2023 (令和 5) 年 1月 1日 改定

日東タグ株式会社

目 次

第1章 総 則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用 上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図ると ともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

- 第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)~(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。
 - (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
 - (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶 の海難事故
 - (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
 - (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
 - (5) 前記(1)~(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

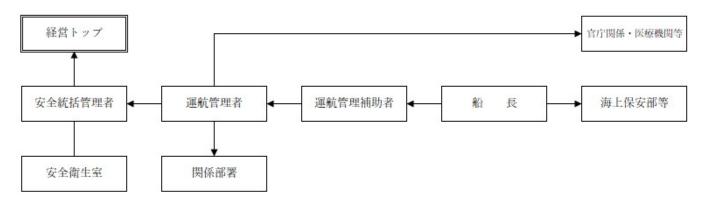
第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

- 第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより、次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。
- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、「事故・台風・災害等連絡網(各部詳細)」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む) 又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極 めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等 に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX 用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸 局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表



詳細は「事故・台風・災害等連絡網(各部詳細)」による。

(非常連絡事項)

- 第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。
 - (1) 全事故等に共通する事項
 - 船名
 - ② 日時
 - ③ 場所
 - ④ 事故等の種類
 - ⑤ 死傷者の有無
 - ⑥ 救助の要否
 - ⑦ 当時の気象・海象
 - (2) 事故等の態様による事項

	事故の種類	連絡事項			
	衝突	1	衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況)		
		2	船体、機器、の損傷状況		
		3	浸水の有無(あるときは d 項)		
		4	流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)		
a		(5)	自力航行の可否		
		6	相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名(できれば住所、連絡先)		
			ー船舶衝突の場合		
		7	相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等)		
			- 船舶衝突の場合		
	乗揚げ	1	乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変		
			化、陸岸との関係等)		
		2	船体周囲の水深、底質及び付近の状況		
b		(3)	潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響		
		(4)	船体、機器、の損傷状況		
		(5)	浸水の有無(あるときはd項)		
		(6)	離礁の見通し及び陸上からの救助の可否		
	.1. ***	7	流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)		
	火災	1	出火場所及び火災の状況		
		(2)	出火原因 船体、機器、の損傷状況		
С		(3) (4)	消火作業の状況		
		5	消火の見通し		
	浸水	1	浸水個所及び浸水の原因		
		2	浸水量及びその増減の程度		
		(3)	船体、機器、の損傷状況		
d		(4)	浸水防止作業の状況		
		(5)	船体に及ぼす風浪の影響		
		6	浸水防止の見通し		
		7	流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)		
	強取、殺人傷害、	1	事件の種類		
	暴行等の不法行為	2	事件発生の端緒及び経緯		
e		3	被害者の氏名、被害状況等		
4 4		4	被疑者の人数、氏名等		
⑤ 被疑者が凶器を所持して		(5)	被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等		
		6	措置状況		

	人身事故	1	事故の発生状況
	(行方不明を除く)	2	死傷者数又は疾病者数
f		3	発生原因
		4	負傷又は疾病の程度
		(5)	応急手当の状況
		6	緊急下船の必要の有無
	旅客、乗組員等の	1	行方不明が判明した日時及び場所
g	行方不明	2	行方不明の日時、場所及び理由(推定)
		3	行方不明者の氏名等
		4	行方不明者の遺留品等
	その他の事故	1	事故の状況
h		2	事故の原因
		3	措置状況
	インシデント	1	インシデントの状況
i		2	インシデントの原因
		3	措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

- 第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。
 - (1) 海難事故の場合
 - ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
 - ② 受傷者に対する早急な救護
 - ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
 - ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
 - ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
 - (2) 不法事件の場合
 - ① 被害者に対する早急な救護
 - ② 不法行為者の隔離又は監視
 - ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
 - ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
 - ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

- 第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署 等に連絡するとともに第4条(非常連絡表)に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次の とおりである。
 - (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - (2) 海上保安官署への救助要請
 - (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
 - (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
 - (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者	総指揮補佐又は総指揮
運航管理者	
救難対策班	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実
班長 海運部・水島船舶部	施、その他救難に必要な事項に関すること。
阪神船舶部 課長	
班員 海運部・水島船舶部	
阪神船舶部 課員	
安全衛生室	
その他関係部署	
被災者対策班	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関す
班長 工務海技部長	ること。
班員 工務海技部員	
安全衛生室	
その他関係部署	
庶務対策班	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待(発表を除く。)、救援関
班長 管理部長	係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。
班員 管理部員	
その他関係部署	

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は「事故・台風・災害等連絡網(各部詳細)」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

- 第11条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資する ため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。
- 2 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

1/10/12/2/2			
	職名又は部署名		
委員長	経営トップ		
副委員長	安全統括管理者、運航管理者		
委 員	安全衛生室 運航管理補助者 工務海技部(修理等が必要な場合) その他関係部署		

(細則)

- 第12条 事故調査委員会の運用基準は以下の通りとする。
- (1) 当委員会の目的は、安全管理規定第48条によるものとする。
- (2) 事故調査委委員会の委員については、委員長である経営トップが選定する。
- (3) 運航管理者は発生事故の重大性・緊急性に応じ、118 大、118 中、118 小を選別し、それぞれに応じた対応・対策を指示する。
- (4) 調査内容は、事故報告書について審議し原因の究明を図る。
- (5) 事故調査委員会は再発防止策の策定を行い周知させる。また、当調査委員会の調査結果については、その情状に応じ必要であれば、社内他機関での処分検討材料として取扱うものとする。

第4章 雜 則

(連絡等経由)

第14条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び海運代理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第15条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、 運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

地震防災対策基準

2023 (令和5) 年 1月 1日 改定

日東タグ株式会社

目 次

44	1		나다 사상
第	1	早	総則

第2章 防災体制及び情報伝達

第3章 点検及び整備

第4章 船舶の運航中止及び避難等

第5章 教育、訓練及び広報

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合、津波警報が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を 定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

- 第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。
 - (1) 人命の安全確保を最優先とする。
 - (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

- 第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。
 - (1) 水島港、阪神港、大阪湾、瀬戸内海一円及び沿海区域

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合(小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。)又は津波警報等が発せられた場合(以下「地震発生時等の場合」という。)には、地震防災対策組織(以下「対策組織」という。)を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

- 第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。
- 2 運航管理補助者(本社、阪神本部の防災対策部長)と船長との連絡は、携帯電話又は、社内無線により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

- 第7条 運航管理者、運航管理補助者並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。
- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせて伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の 要領を教示する。
 - (4) 非常時の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

- 第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定 海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置 状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。
- 2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

- 第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。
- 2 船長は、警戒宣言が発せられたことを知った場合においても、上記の点検等に係る措置をとるものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

- 第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着岸中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い(乗下船 の必要性等。以下同じ。)を判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1) または(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。
 - (1) 他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
 - (2) 水島港錨地、大阪湾、沿海区域等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応し、いつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。
 - イ 津波警報等が発令されていない、又は地震予知情報により津波のおそれがないとされていること。
 - ロ 海上保安庁による交通規制(入港の制限又は避難の勧告)がなされていないこと。
 - ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
 - ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。
 - (3) 係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときの避難場所については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ「事故・台風・災害等連絡網(各部詳細)」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

- 第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。
 - (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
 - (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
 - (3) 錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用

港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には 運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第 16 条 第 11 条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第 15 条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第 1 波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

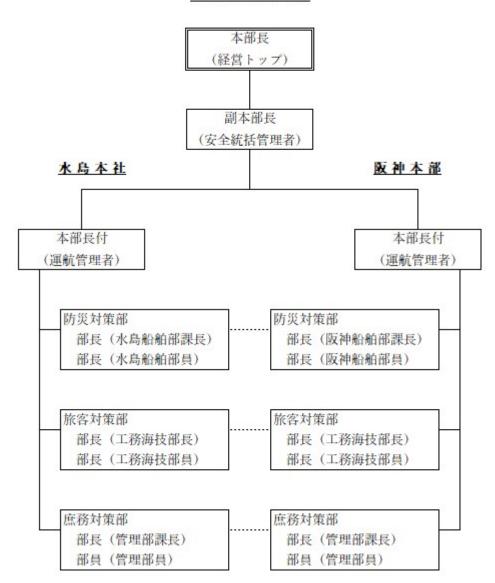
(地震防災に関する教育及び訓練)

- 第18条 運航管理者は、関係保安官署と協力して、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災 に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。
- 2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題
- 3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
 - (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
 - (3) 旅客に対する広報
 - (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 19 条 船舶部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

地震防災対策本部



(1) 本社地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する
(経営トップ)	o
副本部長	副本部長は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部
(安全統括管理者)	長の特命事項の処理及び本社、阪神本部等での対策の実施につき助言及び支援を行い、
	本部長を補佐する。
本部長付	本部長付は、本社における地震防災対策を統轄し、各部署を指揮・監督する。
(運航管理者)	
防災対策部長	1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。
(水島船舶部課長)	2 使用港湾(運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。)における交通規制、
	港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。
	3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたるとともに、
	船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後
(工務海技部長)	の運航予定を説明する。
	2 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び
	周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。
	3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長	1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。
(管理部長)	2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

(2) 阪神本部地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長付	阪神本部長は、阪神本部における地震防災対策を統轄し、各部署を指揮・監督する。
(運航管理者)	
防災対策部長	本社防災対策部長の職務のうち阪神本部に係るものを行う。
(阪神船舶課長)	
旅客対策部長	本社旅客対策部長の職務のうち阪神本部に係るものを行う。
(工務海技部長)	
庶務対策部長	本社庶務対策部長の職務のうち阪神本部に係るものを行う。
(管理部長)	
阪神本部員	阪神本部員は、所属部長の命を受け地震防災対策を実施する。
(阪神船舶部課員)	

- 2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は阪神本部に集合するものとする。
- 3 本社本部長又は阪神本部本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震 防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、そ の職務を代行する。

情報の伝達経路

